

公益社団法人山形県社会福祉振興会  
会 費 規 程

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人山形県社会福祉振興会の定款第7条の規定に基づき、会員になった者の会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

**第2条** 会員の会費は、被共済職員1人につき月額300円とする。

2 会費の算定は、毎事業年度の4月1日に加入している被共済職員数に応じて算出するものとする。なお、4月2日以降の被共済職員数に変更があった場合は、当該算出した額を変更しない。

(会費の納期)

**第3条** 会費の納入は、年1回とし、毎年7月末日までに年額の全額を納付するものとする。

(中途入会の会費及び納期)

**第4条** 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会の承認を得た日の属する月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、理事会において承認された後、2箇月以内に納入するものとする。

(改廃)

**第5条** この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議を得るものとする。

(補則)

**第6条** この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

**附則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。